

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第26号	
事故等名	押船第二十八栄伸丸被押起重機船第二十八栄伸号損傷(かき養殖施設)	
発生年月日時刻	平成20年9月22日08時30分ごろ	
発生場所	岡山県備前市日生町鴻島タコズケ鼻南西沖 (概位 北緯34° 41.4′ 東経134° 15.5′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月9日広島・地方事故調査官が海難報告書を入手し、A船船長及び漁業協同組合に事故発生状況及び損傷状況等について照会して、回答書を入手、3月30日A船船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 押船 第二十八栄伸丸 19トン 291-36233 岡山 株式会社栄伸海事工業	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 起重機船 第二十八栄伸号 全長52m 株式会社栄伸海事工業	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B なし	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A なし B なし	
事故等の経過	A船は、B船を押航し、岡山県岡山港に向け航行中、岡山県備前市鴻島と長島の間の水道を通過する際、平成20年9月22日08時30分ごろ、鴻島タコズケ鼻南西沖に設置されたかき養殖施設に接触し、同養殖施設が損傷した。 天気は晴れで、風はなく、波高0.2～0.3m、約0.5ノットの西流が流れていた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり A船は、鴻島と長島の間の水道を通過する際、適切な見張りを行わず、かき養殖施設に気付かなかった可能性があると考えられる。 A船は、B船のクレーンによる死角によって、見張りが妨げられた可能性があると考えられる。 A船船長は、船首に見張り員を配置していなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、鴻島と長島の間の水道を通過する際、適切な見張りを行わなかったため、かき養殖施設に気付かず航行して同養殖施設に接触したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	